

不利益処分に関する処分基準 個票

産業振興部 農林整備課

不利益処分の内容	火入れ許可後の指示
根拠法令等及び条項	栃木市火入れに関する条例第5条
根拠条項	栃木市火入れに関する条例第5条
参考事項	森林法第21条第1項
設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>火入れの許可をした後において延焼その他危害の発生のおそれが生じたときは、法第21条第1項の規定に基づき火入れの差止め又は火入れの方法若しくは期日の変更その他必要な指示を行うことができる。</p>